

令和7年度座間市電気自動車等用充電設備設置補助金

手続きに関するQ&A

Q1：充電設備設置を購入ではなく、リースにて設置することを検討していますが、補助金の対象になりますか？

A1：リースで設置する場合は、補助金の対象ではありません。

Q2：借地の場合、補助金の申請はできますか？

A2：借地の場合でも補助金の申請は可能ですが、土地所有者から土地の利用に関する承諾及び充電設備の保有義務期間である5年以上において充電設備を設置することの承諾書（様式は任意）を申請書に添付してください。

Q3：申請の手続代行者が事業者ではなく、第三者の個人に委任できますか？

A3：委任状（様式は任意）があれば可能です。

Q4：「交付決定通知書」を手続代行者に送付してもらえますか？

A4：手続代行者への送付はできません。申請者本人にのみ送付します。

Q5：国や県から補助金を受給する予定ですが、併用できますか？

A5：併用可能です。

Q6：現在、事業所（マンション等）を建設中で充電設備を設置予定ですが、補助の対象ですか？

A6：建設中の場合でも、充電設備の設置工事の着手14日前であって、なおかつ補助事業の完了日から起算して30日以内に実績報告を行うことが可能な場合は補助の対象となります。

Q7：市外事業者で市内に駐車場を所有していますが、補助の対象になりますか？

A7：市内の駐車場に設置する場合は対象となります。

Q8：交付決定日以後に補助対象充電設備の設置工事に着手できるとのことですが、「工事の着手」とは、どの時点のことですか？

A8：実際に補助対象充電設備の設置工事を始めた日を工事の着手とします。

Q9：設置工事が予定より遅れて、実績報告が期限までに提出できない場合はどうなりますか？

A9：期限を過ぎると補助金は交付されません。

Q10：「市内に事務所、事業所又は駐車場を有することを証する書類の写し」、「市内に所在する

マンション等であることを証する書類の写し」は何がありますか？

A 1 0 : 直近の公共料金の請求書又は領収書、賃貸契約書、官公庁などからの交付文書や各種証明書、会社等のホームページなど、名称及び住所が記載されたものの写しなどがあります。

Q 1 1 : マンション等の管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類は何がありますか？

A 1 1 : 総会で現在の代表者が選任された日時、代表者名、任期等の記載が明記されている総会の議事録（写し）等です。

Q 1 2 : マンション等に充電設備を設置する場合において、住民総会で決議又は理事会での合意がされていることを証する書類は何がありますか？

A 1 2 : 充電設備の設置について住民総会や理事会等で決議又は合意等されたことを明記した議事録、議決書、合意書等（写し）です。